1.支給対象資格・保険料

【資格】

制度の対象になるのは、次の通りです。

・横須賀市ＰＴＡ協議会が配布している、「こども１１０番の家」のプレートを掲示している商店・民家・事業所

・建物がある学区の小学校・中学校のＰＴＡに登録してあること。

【保険料】

　　・小学校または中学校のＰＴＡより支払う。

２．対象となる事故

（１）傷害見舞金

「こども１１０番の家」運動に直接関連して本運動の協力者等が傷害を被り、

①死亡した場合（死亡見舞金）

②後遺障害を被った場合（後遺障害見舞金）

③入院した場合（入院見舞金）

④通院した場合（通院見舞金）

（２）財物損壊見舞金

「こども１１０番の家」運動に直接関連して、

①登録建物が損壊した場合（建物損害見舞金）

②登録建物内の収容動産が損壊した場合（収容物損害見舞金）

３．こども１１０番の家の登録方法

各小学校・中学校窓口記載　　←単Pでご記入ください

　登録情報は

（１）協力者の氏名、住所、電話番号（原則固定電話）

（２）登録建物の所在地および店舗の場合は店舗名

４．支払い対象期間

見舞金の支払い対象期間は令和３年６月１日午前０時～令和４年５月３１日午後１２時まで（１年間）です。

５．見舞金について

（１）傷害見舞金については、協力者等１名１事故あたりの見舞金支払額を以下のとおりとします。

①死亡見舞金　　：　１，０００万円

②後遺障害見舞金：　重度後遺障害のとき　１，０００万円

　　　　　　　　　　　　　　中度後遺障害のとき　　　３００万円

　　　　　　　　　　　　　　軽度後遺障害のとき　　　　３０万円

③入院見舞金　　：　５万円

④通院見舞金　　：　１万円

（２）財物損壊見舞金については、協力者１名１事故あたりの見舞金支払額は以下のとおりとします。

①建物損害見舞金　：３万円

②収容物損害見舞金：３万円

※見舞金の詳細については、「横須賀市ＰＴＡ協議会「こども１１０番の家」運動に係る見舞金支給規程」に記載されています。

必要な協力者様は、登録してあるＰＴＡ（学校）にご請求ください。

６．事故報告

登録建物にこども等の駆け込みがあった場合は、事故の有無にかかわらず、遅滞なく登録してあるＰＴＡ（学校）にその旨を報告してください。報告がなくて事故が発生した場合は、見舞金をお支払いできません。

７．見舞金の請求手続き

（１）事故が発生したら直ちに、登録してあるＰＴＡに事故の報告をしてください。その後の手続きは、保険代理店より直接ご連絡がいきます。最終ページの「見舞金請求から受け取りまでの流れ」をご参照ください。

（２）「見舞い金」請求書類は以下のものです。 (事故報告のご連絡を受け次第、保険代理店よりご案内させていただきます)

①すべての見舞金について共通

　　・事故内容報告書

　　・見舞金請求書

　　・公の機関による事故証明書

②死亡見舞金について

　　・死亡診断書もしくは死体検案書

③後遺障害見舞金について

　　・後遺障害の程度を証明する医師の診断書

④入院見舞金および通院見舞金について

　　・医師の診断書（写）

⑤建物損害見舞金および収容物損害見舞金について

　　・損壊した物の写真

８．見舞金の支払い

見舞金は、横須賀市ＰＴＡ協議会または保険会社よりお支払いいたします。

９．見舞金をお支払いできない主な場合

次のいずれかの事故または事由によって生じた事故に対しては見舞金を支払いません。

（１）協力者等の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為

（２）協力者等が次のいずれかに該当する間に生じた事由

ア．法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間

イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

（３）協力者等の妊娠、出産、早産または流産

（４）協力者等に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。

（５）協力者等に対する刑の執行

（６）地震もしくは噴火またはこれらによる津波

（７）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

（８）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（９）⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（10）⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（11）医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。）による裏付のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状。ただし、入院見舞金および通院見舞金についてのみ適用します。

■見舞金請求から受け取りまでの流れ【協力者様用】

|  |
| --- |
| 「こども１１０番の家」運動に直接関連して本運動の協力者等が傷害を被ったら。もしくは登録建物が損壊したら。 |

協力者様は、★のところをご確認ください。

★協力者様

　　　　　　　　速やかに登録してあるＰＴＡ（学校）に連絡してください。

　　　　　　　　連絡先：　○○○○学校　　担当　○○○○　　電話番号：○○○○　←単Pでご記入ください

担当ＰＴＡ

 　　　名簿に登録されているか確認し、登録されている協力者の場合は、

 　　　お名前、住所、日中連絡の付く電話番号を横須賀市ＰＴＡ協議会に報告してください。

 　書類１　を市Ｐ協までＦＡＸまたはメール、学校逓送便でお送りください。（学校逓送便の場合使用の場合は、合わせて電話またはメールでのご一報をお願いします）（書類１はこの書類には添付しません）

横須賀市ＰＴＡ協議会

 　　　事故発生及び協力者の連絡先を保険代理店に報告。

★保険代理店

協力者様のご自宅へ保険代理店から連絡があり、必要な手続きをお願いします。

（詳細については、保険代理店よりご案内があります）

★横須賀市ＰＴＡ協議会または保険会社

請求に基づき、協力者様にお見舞い金をお支払いいた します。

以上でお手続きが終了となります。